

平成 30 年度長野県福祉サービス第三者評価事業計画について

地域福祉課 福祉監査担当

1 長野県福祉サービス第三者評価推進委員会の開催

平成 30 年 7 月 27 日（金）、11 月及び平成 31 年 3 月に開催。

2 長野県福祉サービス第三者評価調査者継続研修

評価業務を継続的に実施するために必要となる知識等の習得及び資質の向上を図ることを目的とし、評価調査者継続研修を実施します。

⇒詳細については、実施要項（案）参照。

3 普及啓発活動

- (1) 第三者評価を受審した事業者に対し、受審済証を交付します。
- (2) 介護保険事業者の集団指導において、制度の周知を図ります。
- (3) 地域福祉課福祉監査担当の指導監査において、制度の周知を図ります。
- (4) 長野県公式ホームページにおいて、制度及び受審事業所の公表等を行います。
- (5) 各種大会・イベント時に資料配布を行います。
- (6) 県内の主要な社会福祉法人等へ個別訪問し、受審を勧奨します。